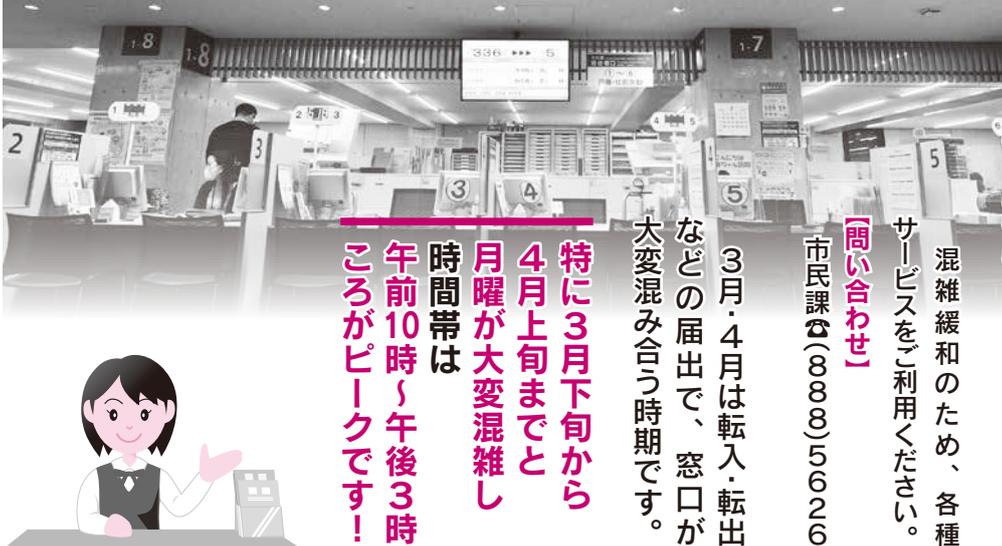


# お忘れなく！ 転入・転出の 手続き



混雑緩和のため、各種サービスをご利用ください。  
市民課 ☎(888)5626

3月・4月は転入・転出などの届出で、窓口が大変混み合う時期です。

特に3月下旬から4月上旬までと月曜が大変混雑し時間帯は午前10時～午後3時ころがピークです！



## 転出届は来庁不要の オンラインで！

スマホで下のコードを読み込んで、市ホームページにアクセスしてください。  
◆ 広報ID番号 1027252  
\* パソコンからも申請できます。  
申請に必要なもの：マイナンバーカード、マイナンバーカードに設定した暗証番号



オンライン転出届



24時間いつでも

## 3月30日(土)と4月7日(日) 市民課に住民異動届の 休日窓口を開設します

時間  
午前8時30分～午後0時30分  
休日窓口の取扱業務

住民異動届：転入・転出・転居など  
住民異動に伴う手続き：印鑑登録、住民票の写しなどの交付、国民健康保険、小・中学校の転学通知書の発行、児童手当など

\* 休日窓口では、他市町村や他機関への確認が必要な場合など、内容によりお取り扱いができない場合がありますのでご了承ください。

\* 住民異動に伴う福祉関係の手続きなどは、後日来庁が必要になる場合があります。



## 住民異動届の受付場所と時間

市役所1階市民課

平日午前8時30分～午後5時15分

各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)・駅東SC・各連絡所

平日午前8時30分～午後5時15分

(駅東SCは午前9時～)

\* 問い合わせは各施設へどうぞ。

▼ 西部市民SC ☎(888)8080

▼ 南部市民SC ☎(838)1214

▼ 北部市民SC ☎(893)5984

▼ 河辺市民SC ☎(882)5131

▼ 雄和市民SC ☎(880)5525

▼ 駅東SC ☎(887)5320

▼ 岩見三内連絡所 ☎(883)2111

▼ 大正寺連絡所 ☎(887)2111

## 窓口来庁時の持ち物

本人確認ができる、マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証など。「本人」「本人と同一世帯のかた」「法定代理人」以外のかたによる届出は委任状が必要

## 証明書のコンビニ交付

お近くのコンビニで住民票や印鑑登録証明書などを取得できます。手数料が窓口よりも100円安くなります。

申請に必要なもの：マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書の暗証番号(4ケタの数字)

取得できる証明書：住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書、印鑑登録証明書、所得・課税証明書など

## 窓口の混雑状況を 市ホームページで お知らせします



窓口混雑状況

市役所(総合窓口、国保年金課)、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SCの混雑状況を、市ホームページからリアルタイムで確認できます。混雑時の来庁を避けたり、待ち時間の参考に活用ください。右のコードを読み込んでアクセスしてください。また、市民課と各市民SC窓口の混雑予想カレンダーを市ホームページで公開していますので、ご利用ください(左記広報ID番号)。

◆ 広報ID番号 1023744

## 証明書のオンライン申請



オンライン証明書

スマホで下のコードを読み込んで、市ホームページにアクセスしてください。申請に必要なもの：マイナンバーカード、署名用電子証明書の暗証番号、スマホ、クレジットカード  
取得できる証明書：住民票の写し、住民票の除票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、身分証明書、独身証明書、所得・課税証明書、評価証明書、公課証明書、資産なし証明書

## 【問い合わせ】

- ▼ 市民課 ☎(888)5626
- ▼ 市民税課 ☎(888)5473
- ▼ 資産税課 ☎(888)5480

◆ 「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

◆ 文中の「SC」はサービスセンターの略。

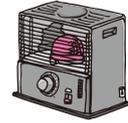


# 4月7日(日)・13日(土)は 春の火災予防運動

市内で昨年発生した火災は54件でした(前年に比べ5件減少)。今後も火災予防についてご協力をお願いします。なお、春の火災予防運動期間中、啓発活動のために消防職員や消防団員がご自宅を訪問する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。●問い合わせ 消防本部予防課☎(823)4247

## 住宅防火10のポイント

- 4つの習慣
- 1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントのほこりを清掃し、必要なプラグは抜く



## 6つの対策

- 1 ストープやこんろは安全装置のついた機器を使用する
- 2 住宅用火災警報器は定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 寝具やカーテンなどは防災品にする
- 4 消火器を設置し、使い方を確認しておく
- 5 高齢者や体の不自由な方は、避難経路と避難方法を確保しておく
- 6 防火防災訓練への参加など、日頃から地域ぐるみの防火対策を行う



## 秋田市で発生した火災で多い原因

- ▼電気配線▼「こんろ」▼「たばこ」▼「ストーブ」▼「放火」
- 電気が原因の火災が増えていきます。また放火も毎年発生していますので、家の周囲に燃えやすいものを置かないようにしましょう。

## 高齢者を火災から守るために

近年、住宅火災によつて全国で毎年約900人のかたが亡くなっています。その半数が「逃げ遅れ」で、死者の7割以上が65歳以上の高齢者です。火災の発生や逃げ遅れを防ぎ命を守るため、日頃から「住宅防火10のポイント」に注意し、火災予防に努めましょう。

## 火災警報器を点検しましょう

住宅用火災警報器の寿命はおよそ10年です。点検ボタンを押すか点検ひもを引っ張つても警報器に反応が無い場合や火災警報以外の警報が鳴つた場合は、警報器の本体の故障か電池切れです。古くなった警報器の本体は交換しましょう。



# 4月は春の清掃月間です

町内のみなさんで力を合わせて、地域の道路や公園などの公共の場所を清掃し、まちをきれいにしましょう！

●実施の有無、日時や清掃場所などは、あらかじめ町内会で決めた上で、住民のみなさんへお知らせをお願いします。

## ■ボランティア袋・土のう袋の配布

配布期間▼3月25日(月)から4月30日(火)までの平日、午前8時30分～午後5時15分

配布場所▼環境総務課・道路維持課(市役所3階)、各市民SC(中央・南部別館を除く)、岩見三内・大正寺の各連絡所、金足・外旭川・新城地区の各コミュニティセンター

●ふたあげ機は、数に限りがあります。事前に道路維持課へ予約してください。☎(888)5751

## ■各種問い合わせ・申し込み

●ごみの収集など▼散乱ごみや刈草、落葉などを入れたボランティア袋は、家庭ごみの日に所定のごみ集積所に出してください。お問い合わせは環境都市推進課へ。☎(888)5709

●土のう袋の回収▼置き場所と個数を道路維持課へご連絡ください。☎(888)5751

\*土のう袋には、汚泥以外入れないでください(収集には2週間程度かかります。)



●公園清掃▼ごみは集積所に出さず、公園内にまとめて置いてください。場所と個数を公園課へご連絡ください。☎(888)5753

\*収集には2週間程かかります。

●不法投棄▼移動せずそのままの状態、廃棄物対策課へご連絡ください。☎(888)5713

\*放置自転車は、交番か警察署へご連絡ください。

●清掃全般▼環境総務課へお問い合わせください。☎(888)5705

## 環境美化パネル展を開催

3月25日(月)から4月19日(金)まで市役所1階市民ホールで、海洋プラスチックごみや清掃活動などに関するパネルを展示します。ぜひお立ち寄りください！

## あきエコポイントをためよう！

春の清掃月間・パネル展の参加者に、あきエコポイントを5ポイント差し上げます！ポイントがたまると「あきエコどんどんプロジェクト」にご登録がまだのかたは、左記コードからアプリをダウンロードしてご参加ください。

\*春の清掃月間のポイント付与コードは、広報あきた4月19日号に掲載予定です。



あきエコ